

茨木市景観ガイドブック

（彩都景観形成地区編）



平成 24 年 7 月

目 次

1 景観ガイドブックの位置づけ	1-1
2 彩都景観形成地区	2-1
2.1 景観計画区域、景観形成地区の設定の考え方	2-1
2.2 彩都景観形成地区の位置・景観形成の目標	2-2
3 彩都景観形成地区の景観形成基準	3-1
3.1 建築物	3-1
3.1.1 建築物の届出対象行為	3-1
3.1.2 建築物の景観形成基準	3-1
3.1.3 建築物の景観形成基準の解説	3-2
3.2 工作物	3-13
3.2.1 工作物の届出対象行為	3-13
3.2.2 工作物の景観形成基準	3-13
3.2.3 景観形成基準の解説	3-14
3.3 開発行為	3-21
3.3.1 開発行為の届出対象行為	3-21
3.3.2 開発行為の景観形成基準	3-21
3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説	3-22
3.4 土地の形質の変更	3-23
3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為	3-23
3.4.2 開発行為等の景観形成基準	3-23
3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説	3-24
3.5 物件の堆積	3-25
3.5.1 物件の堆積の届出対象行為	3-25
3.5.2 物件の堆積の景観形成基準	3-25
3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説	3-26
4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)	4-1
4.1 茨木市での色彩の考え方	4-1
4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本	4-1
4.3 周辺の景観と調和させるための方法	4-2
4.4 彩都景観形成地区の色彩に関する景観形成基準	4-3

1 景観ガイドブックの位置づけ

☆ 「茨木市景観計画」の解説書として作成しました。

景観ガイドブックは、「茨木市景観計画」に定められた景観形成基準をわかりやすく解説したものです。

☆ めざすべき景観づくりのイメージを共有するため、基準に示す内容を写真やイラストを用いて紹介しています。

景観形成基準は、茨木市がめざす景観を実現するために必要なルールをまとめたものです。ルールには具体的な数値基準と、景観への配慮の考え方や周辺との調和など、具体的な数値基準が示されていない定性的な基準があります。

本ガイドブックでは、行為に取り組む人々が同じイメージを共有できるように、定性的な基準の解釈の方法を中心に、写真やイラストを用いて具体的に紹介しています。

☆ 「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

景観形成基準は、デザインを画一的に規定するものではなく、一定のルールの中で、全体として調和のとれた景観を形成することを目的としています。

区域や地区の特性に応じた「理想とする景観像」の実現のために「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

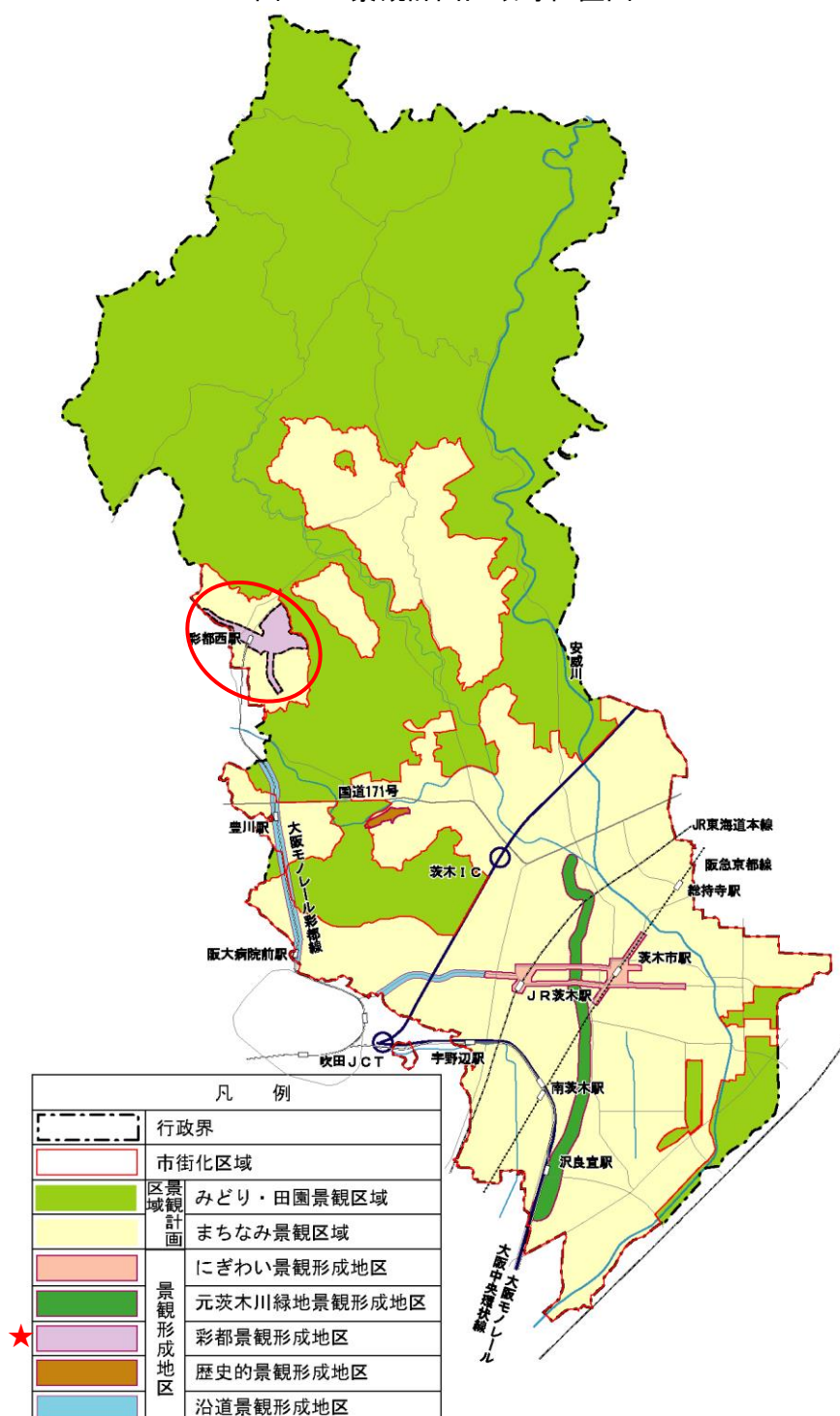
2 彩都景観形成地区

2.1 景観計画区域、景観形成地区の設定の考え方

茨木市では、市全域を景観計画区域とし、そのうち市街化を抑制する市街化調整区域を「みどり・田園景観区域」、市街化を促進する市街化区域を「まちなみ景観区域」に区分します。

また、景観計画区域内で、茨木市として特に景観形成を進めていきたい地区を「景観形成地区」と定めます。

図 2.1 景観計画区域等位置図



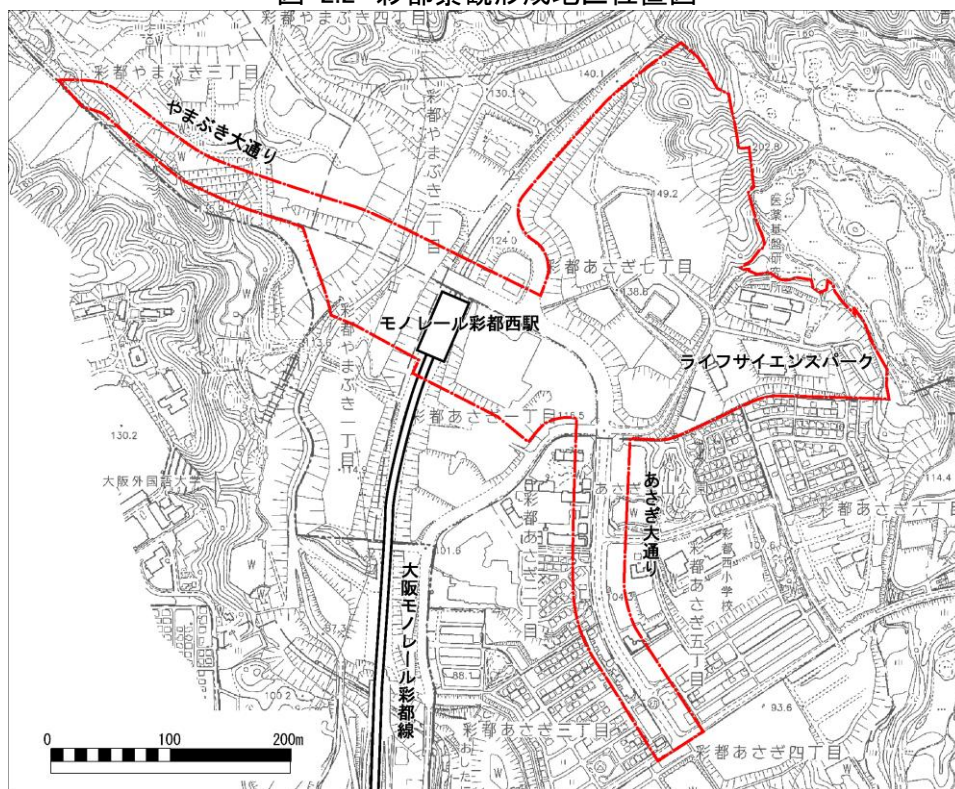
2.2 彩都景観形成地区の位置・景観形成の目標

本ガイドブックは、「彩都景観形成地区」の景観形成基準について解説するものです。

地区の区域は下記のとおりで、大阪モノレール彩都線彩都西駅周辺と、あさぎ大通り・やまぶき大通りの境界線より 25mの平行線で囲まれた範囲、及びライフサイエンスパークとします。

目標:『周辺の自然環境と調和し、個性的でうるおいや安らぎが感じられる市街地景観づくりをめざす』

図 2.2 彩都景観形成地区位置図



彩都景観形成地区



3 彩都景観形成地区の景観形成基準

3.1 建築物

3.1.1 建築物の届出対象行為

建築物を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

3.1.2 建築物の景観形成基準

「彩都景観形成地区」での建築物の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.1 建築物の景観形成基準

事項		景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ		■周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。	3-2
		■道路の境界線からできる限り後退した配置とする。	3-3
		■北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。	3-4
2)形態・意匠	(1)建築物本体	■周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。	3-5
	(1)建築物本体	■中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。	
	(2)付帯施設	■屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。	3-6
		■外部に設ける建築設備※は、建築物と一体的にデザインするか、通りから見えないよう良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。	
		■屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。	
3)色彩		■ベースカラーは北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）	3-7
		■アクセントカラー（町名色等）は、各立面の1/20以下とする。	
4)素材		■周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。	3-8
		■反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。	
5)光源等		■外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。	3-8
6)外構・緑化		■行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。	3-9
		■建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。	
		■敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる	
		■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。	3-11
		■敷際は、縁石や地表面の仕上げに配慮し、美しい仕上げとする。	
		■行為地に設置する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。	

※ 建築物は、建築基準法第2条第1号に規定する建築物。

※ 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

3.1.3 建築物の景観形成基準の解説

1) 配置、規模、高さ

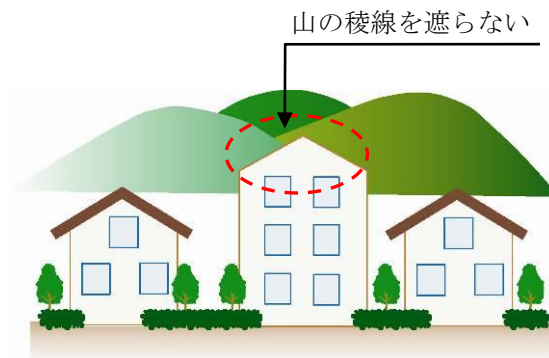
◆景観形成の考え方

- 周辺の自然環境と調和した、美しく個性的なまちなみを守るため、建築物の配置、規模、高さを誘導します。

景観形成基準

- 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。

手 法



事 例



山の稜線を遮らない高さとすることで、北摂山系との調和を生み出すことができます。

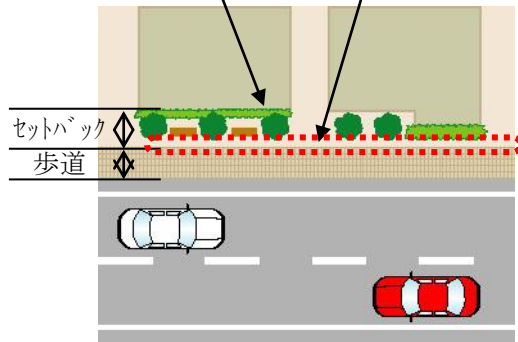
景観形成基準

- 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。

手 法

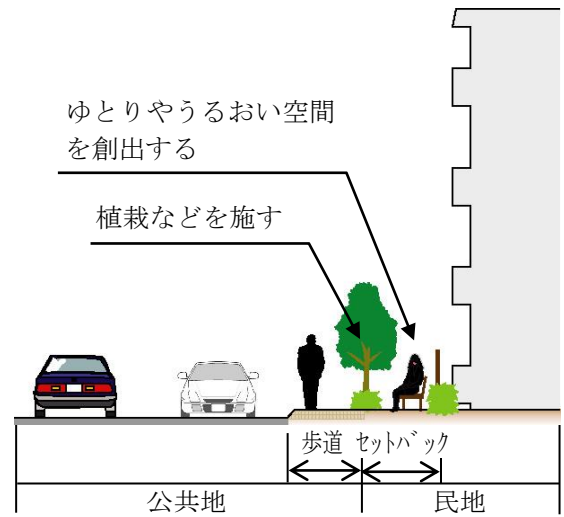
前面道路に面する
壁面を後退させる

歩行者空間と
して活用する



ゆとりやうるおい空間
を創出する

植栽などを施す



事 例



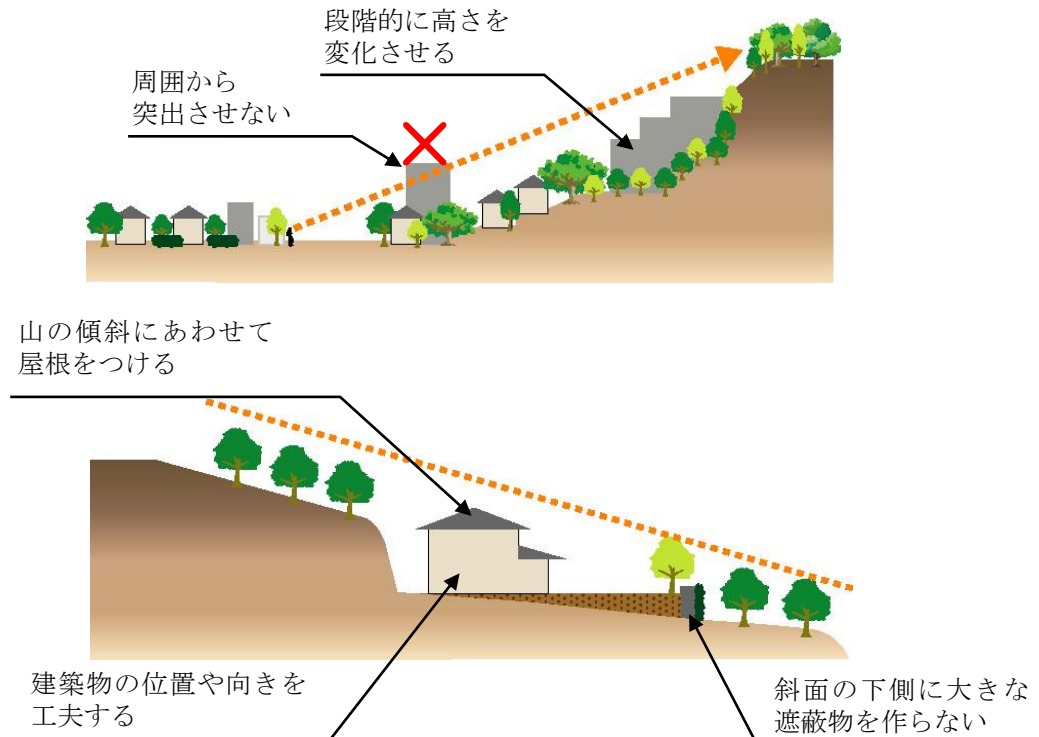
前面道路に面する壁面を後退させ、植栽を施し、歩道と調和した緑化空間を確保することで、
うるおいある景観が創出されています。

景観形成基準

■ 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。

手 法

2)



事 例



山の稜線をさえぎる高さの建築物を作らないことで、北摂山系への良好な眺望を確保しています。



丘陵地では斜面地を壇上に造成し、斜面の下に高い建物や壁などを建てないようにすることで、周辺の眺望に配慮しています。

形態、意匠

◆景観形成の考え方

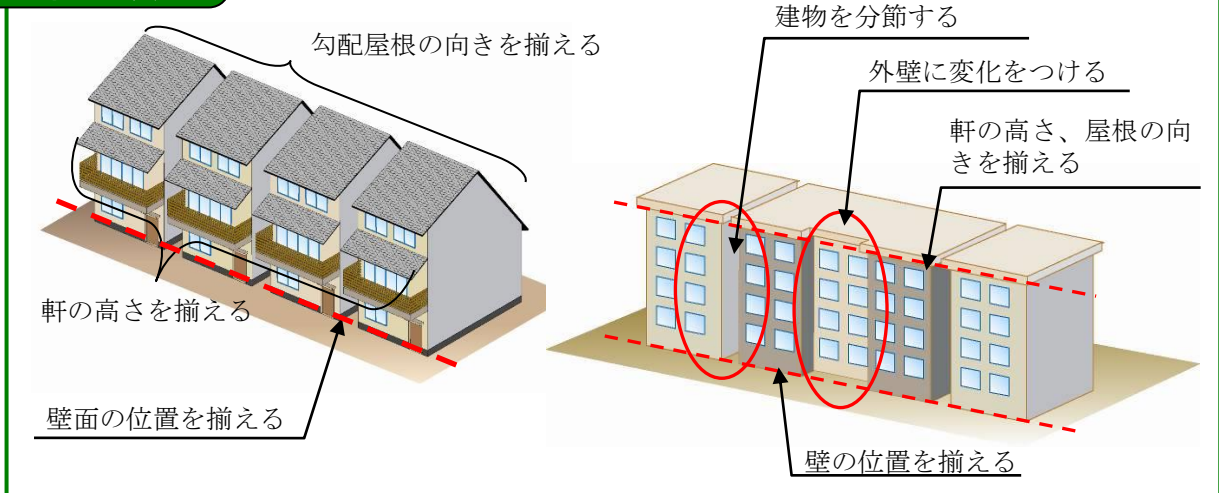
- 建築物の形態や意匠を工夫することで圧迫感や単調さを軽減させ、周辺と調和した景観を誘導します。

(1) 建築物本体の形態、意匠

景観形成基準

- 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
- 中高層建築物等については、分節等や外壁に変化を付けたりすることで、圧迫感や単調さを軽減させる。

手 法



事 例



屋根の向きを揃えることで、一体感のあるバランスの良いまちなみとなっています。



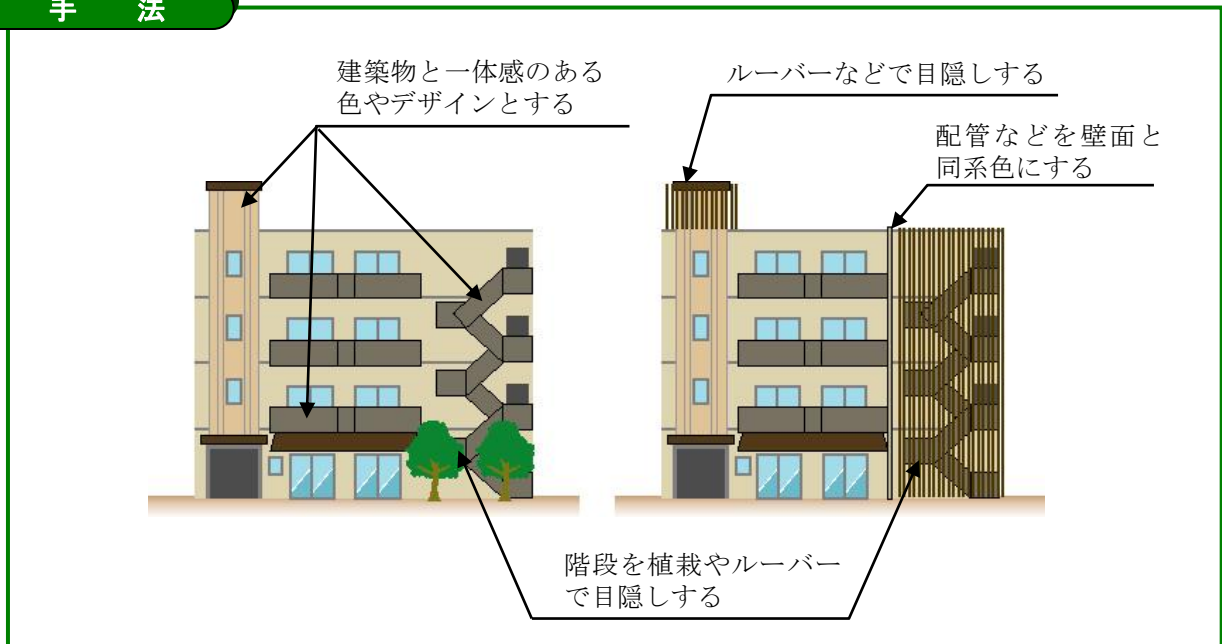
壁面に変化をつけたり、色を変えたりすることで、単調さを軽減しています。

(2) 付帯施設の形態、意匠

景観形成基準

- 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
- 外部に設ける建築設備は、建築物と一体的にデザインするか、通りから見えないよう良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
- 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。

手 法



事 例



ルーバーで目隠しすることで、付帯施設が目立たなくなります。



屋外階段を建物と一体感のある色、デザインとしています。

3) 色彩

◆景観形成の考え方

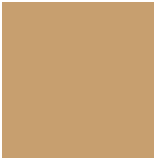
- アクセントカラー等を使用することで、華やかさがあっても、周辺の自然景観との調和が感じられるまちなみを誘導します。

■ ベースカラーは北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）

■ アクセントカラー（町名色等）は各立面の1/20以下とする。

手 法

表 3.2 彩都景観形成地区のベースカラーイメージ(例)

壁 面				
				
5R8/1	5R7/2	10R5/4	5YR8/3	5YR4/2
				
10YR3/4	5YR7/4	10Y7/1	5Y8/3	5B4/2

アクセントカラーの使用例



地域名のあさぎ色をアクセントカラーに使用することで地域らしさを生み出します。

4) 素材

◆景観形成の考え方

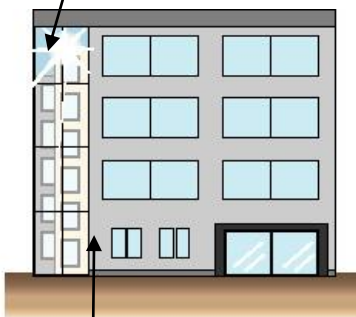
- 耐久性、耐候性が高く美しい素材や、年月とともに風合いの増す素材を使用し、周辺の景観に溶け込むようなまちなみを誘導します。

景観形成基準

- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。
- 反射光のある素材を使用する場合は、使用する面積を少なくする。

手 法

反射光のある素材を使用する場合は、使用する面積を少なくする



耐久性、耐候性が高く経年により外観の変化しにくい素材や地域の特性にあわせた素材を使用する

事 例



石材風の外壁は汚れが目立ちにくく、時間の経過によって風合いが増していきます。

5) 光源等

◆景観形成の考え方

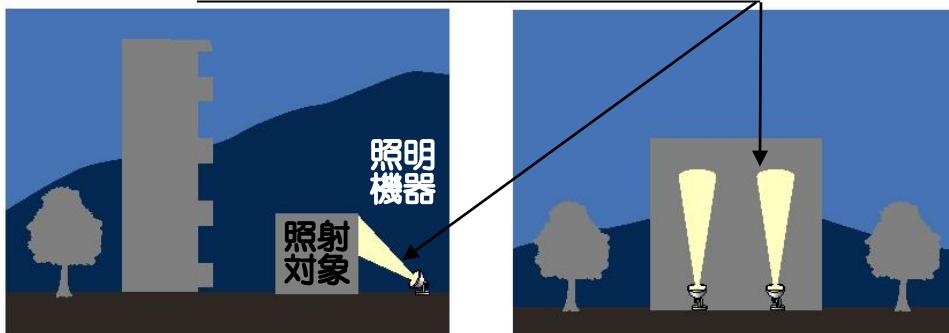
- 周辺の自然景観と調和した、落ち着いた美しい夜間景観を誘導します。

景観形成基準

- 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

事 例

過剰な光が周囲に拡散しないよう、照明の配置や方向、光量に配慮する



6) 外構・緑化

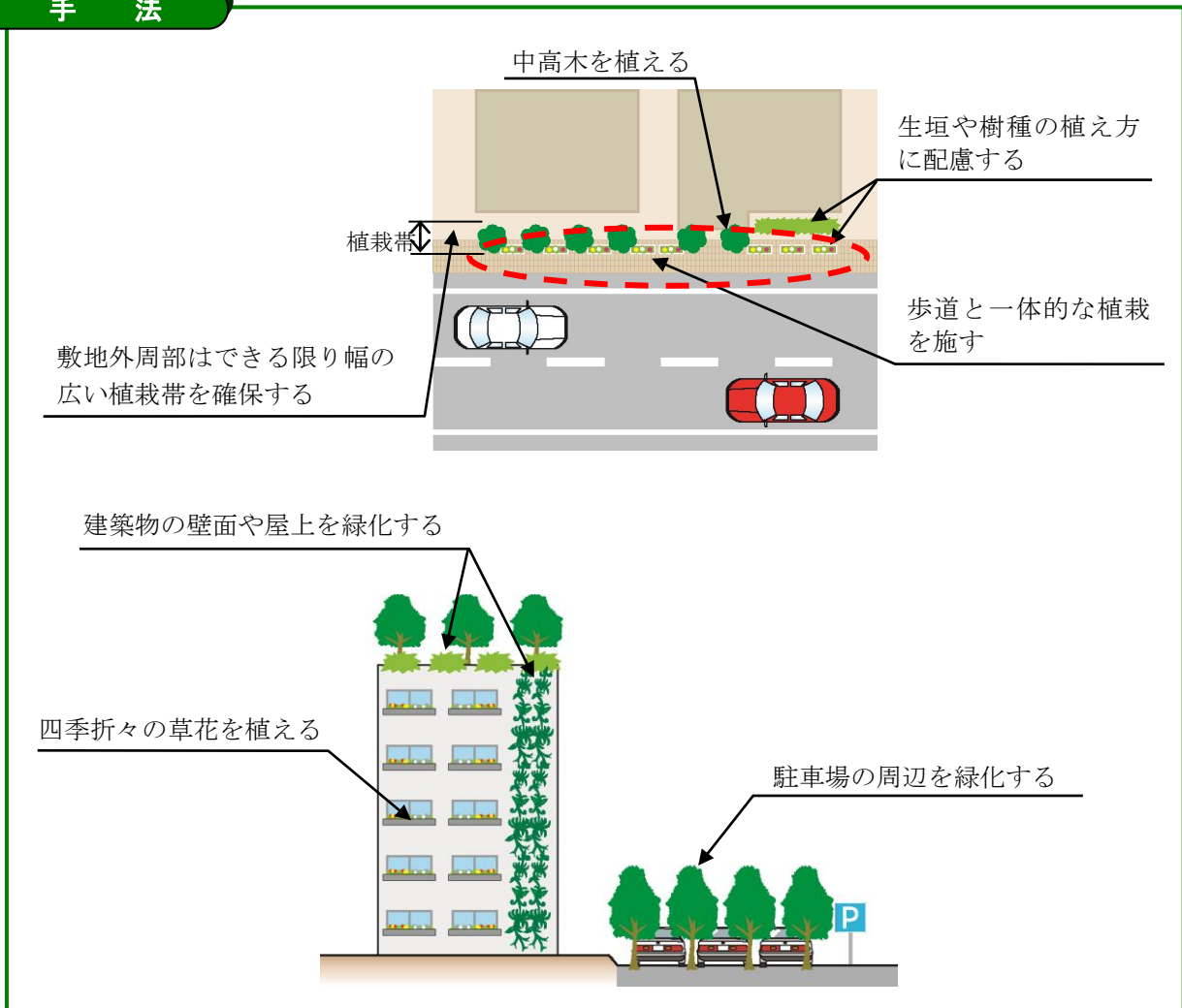
◆景観形成の考え方

- 植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、うるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。
- 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。

手 法



事 例



道路側に様々な樹木を植えることで、四季折々の花が楽しめます。

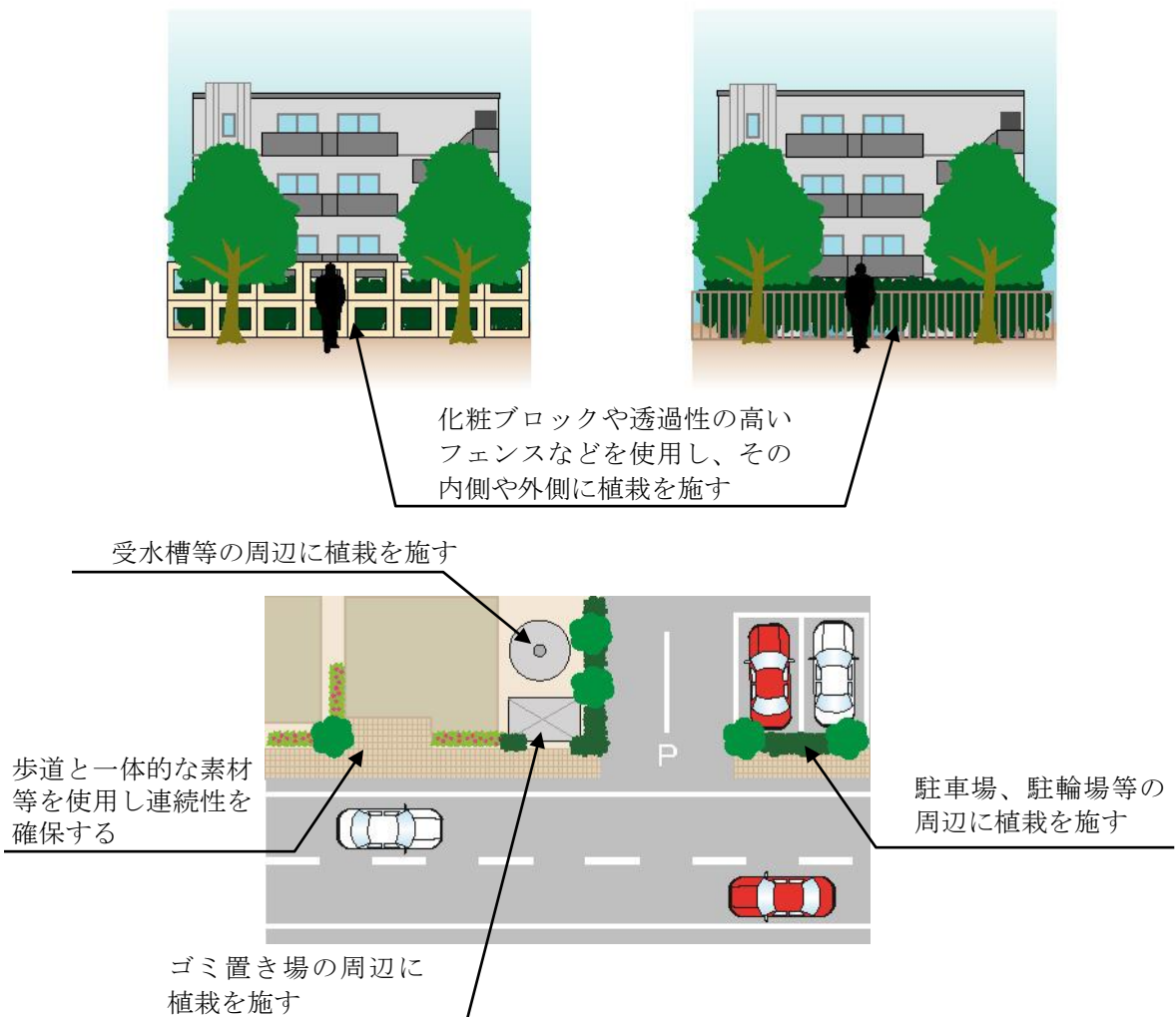


壁面を緑化することで、うるおいが感じられます。

景観形成基準

- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
- 敷際は、縁石や地表面の仕上げに配慮し、美しい仕上げとする。
- 行為地に設置する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。

手 法



事 例



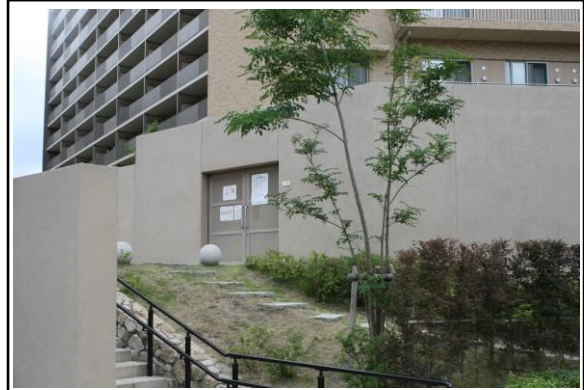
石垣と低木の組み合わせによって、うるおいある景観となっています。



透過性の高いフェンスを使用し、前面に植栽を設けることで、うるおいを創出しています。



石積みを歩道と同系色にすることで、一体感のある美しい景観となっています。



ゴミ置き場などは、建築物と一体的な仕上げとし、周辺に植栽を設けることで、目立たなくしています。

3.2 工作物

3.2.1 工作物の届出対象行為

建築基準法施行令第138条に規定する工作物（広告塔は除く）を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

3.2.2 工作物の景観形成基準

「彩都景観形成地区」での工作物の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.3 工作物の景観形成基準

事項	景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ	■周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。	3-14
	■道路の境界線からできる限り後退した配置とする。	
	■北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。	3-15
2)形態・意匠	■周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。	3-16
	■屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。	
3)色彩	■ベースカラーは北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）	3-17
	■アクセントカラー（町名色等）は、各立面の1/20以下とする。	
4)素材	■周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。	3-17
	■反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。	
5)光源等	■外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。	3-18
6)外構・緑化	■行為地は樹木、壁面緑化等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。	3-19
	■敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。	
	■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。	
	■駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。	

3.2.3 景観形成基準の解説

1) 配置、規模、高さ

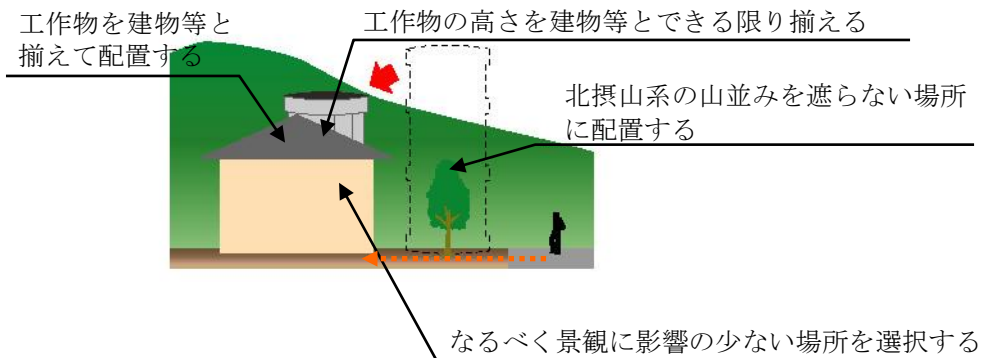
◆景観形成の考え方

- 周辺の自然環境と調和した、美しく個性的なまちなみにふさわしくなるように、工作物の配置、規模、高さを工夫することによって、周辺の建築物と調和した景観を誘導します。

景観形成基準

- 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。

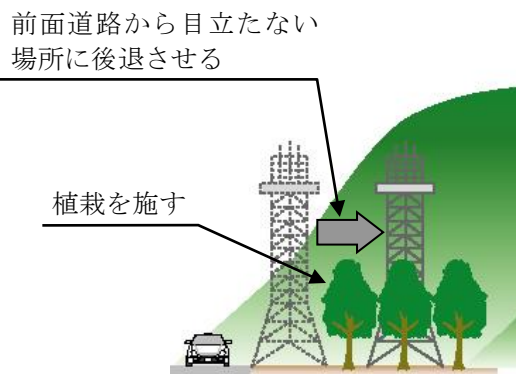
手 法



景観形成基準

- 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。

手 法



事 例



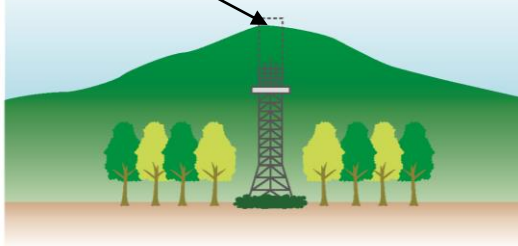
駐車場を敷地境界線から後退し、植栽を施すことで道路への威圧感、圧迫感が軽減されています。

景観形成基準

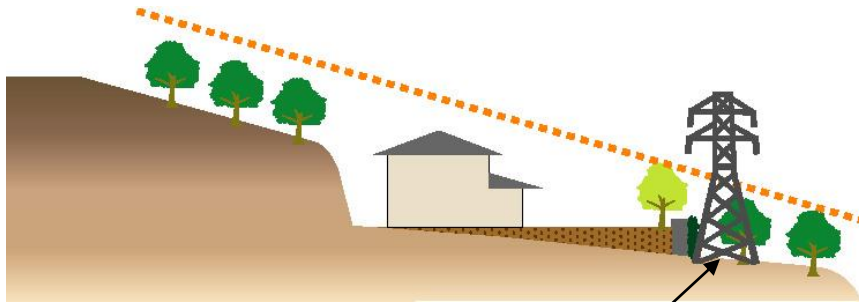
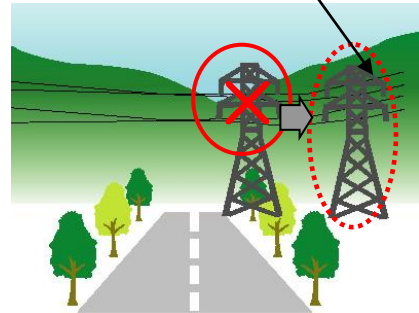
- 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。

手 法

山の稜線を遮らない
規模、高さとする



山の稜線を遮らない位置
に工作物を配置する



斜面の下に大規模な工作物を作らない

2) 形態、意匠

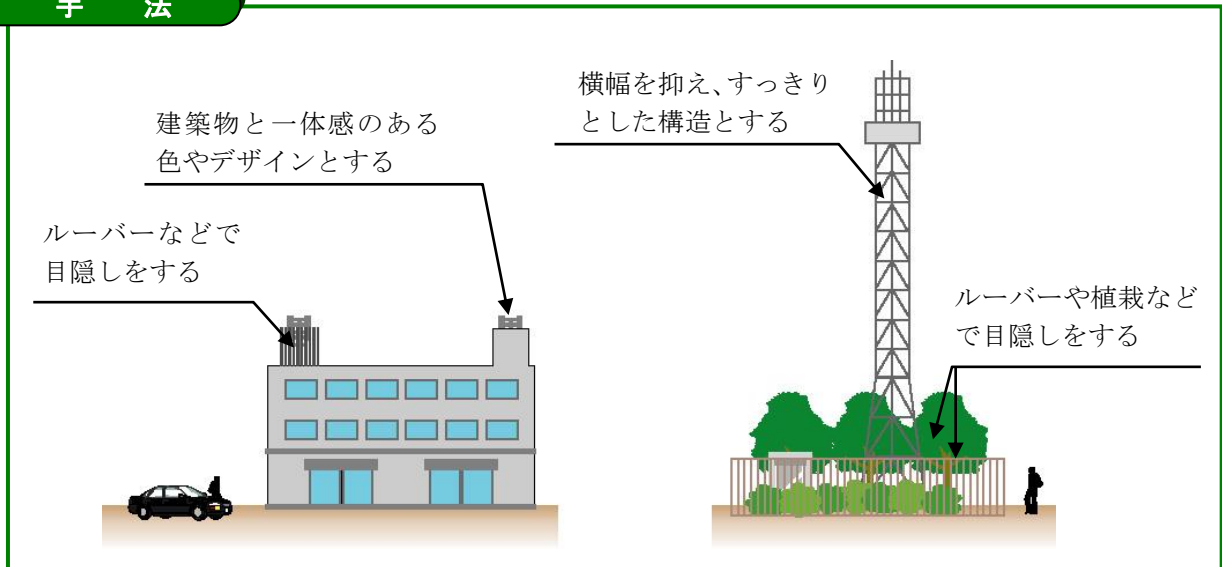
◆景観形成の考え方

- 工作物の形態や意匠を工夫することで圧迫感や単調さを軽減させます。

景観形成基準

- 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
- 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする

手 法



3) 色彩

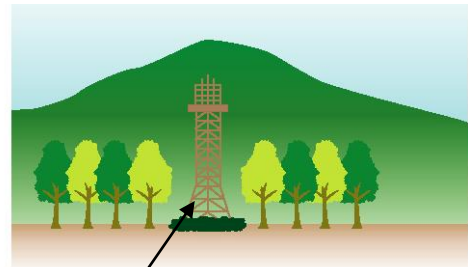
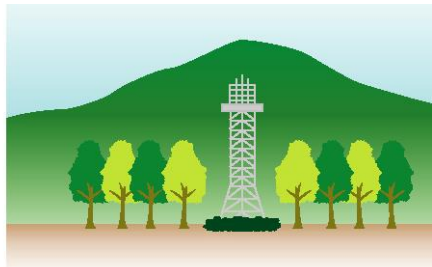
◆景観形成の考え方

- アクセントカラー等を使用することで、華やかさがあっても、周辺の自然景観との調和が感じられるまちなみを誘導します。

景観形成基準

- ベースカラーは北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4-5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）
- アクセントカラー（町名色等）は、各立面の1/20以下とする。

手 法



背景が緑の場合には茶系の色を使用する

4) 素材

◆景観形成の考え方

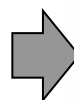
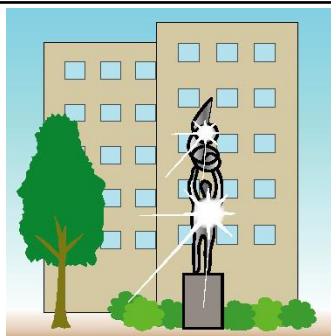
- 耐久性、耐候性が高く美しい素材や、年月とともに風合いの増す素材を使用し、周辺の景観に溶け込むようなまちなみを誘導します。

景観形成基準

- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。
- 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。

手 法

反射光のある素材を使用する場合は使用する面積を少なくする



耐久性、耐候性が高く経年により外観の変化しにくい素材を使用する

5) 光源等

◆景観形成の考え方

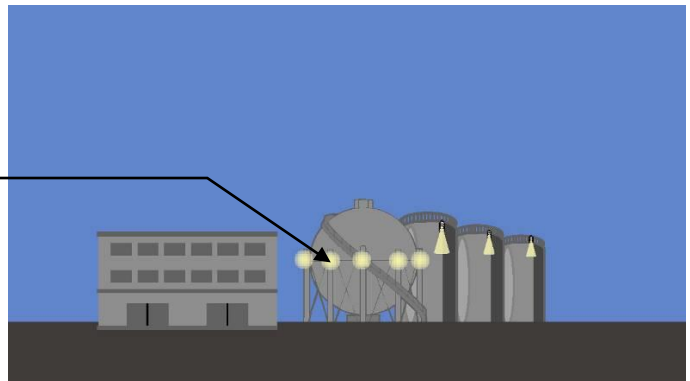
- 周辺の自然景観と調和した、落ち着きがある美しい夜間景観を誘導します。

景観形成基準

- 外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

手 法

過剰な光が周囲に拡散しないよう、
照明の配置や方向、光量に配慮する



6) 外構・緑化

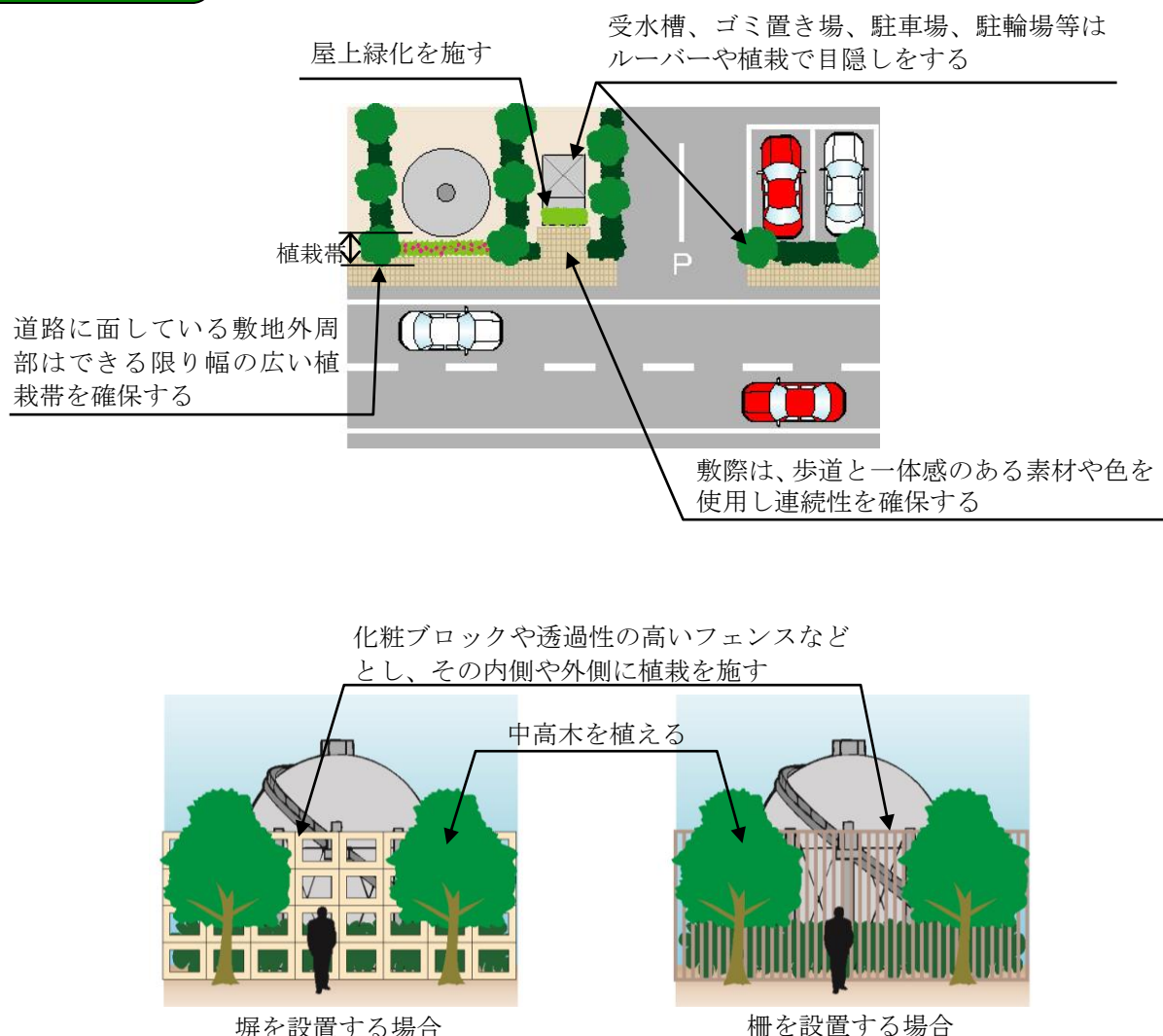
◆景観形成の考え方

- 植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、うるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
- 駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。

手 法



事 例



植栽や塀等で目隠しすることで、道路から直接工作物が見えないようにしています。

3.3 開発行為

3.3.1 開発行為の届出対象行為

彩都景観形成地区で都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

3.3.2 開発行為の景観形成基準

「彩都景観形成地区」での開発行為の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.4 開発行為の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないよう配慮する。	3-22
■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	

3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説

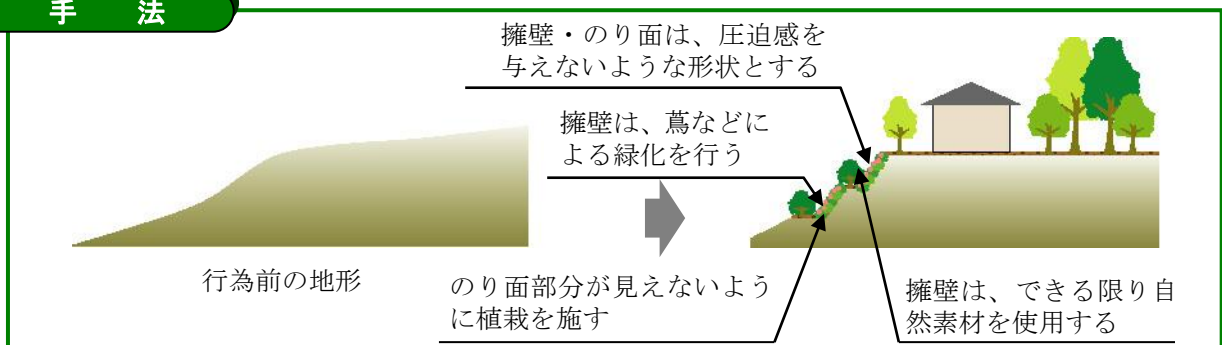
◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、彩都の中心にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態及び素材とする。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

手 法



事 例



のり面を緑化することで、まちなみにうるおいを創出しています。



擁壁を葛などで緑化することで、まちなみにうるおいを創出しています。



擁壁に化粧を施したり、自然素材を使用したりすることで圧迫感を軽減しています。



3.4 土地の形質の変更

3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為

彩都景観形成地区で土地の形質の変更を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

3.4.2 開発行為等の景観形成基準

「彩都景観形成地区」での土地の形質の変更の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.5 土地の形質の変更の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4. 5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	3-22
■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。	
■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
■原則として、行為地周囲の緑化を行う。	3-24

3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説

◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、彩都の中心にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。

- P3-22 参照

景観形成基準

- 原則として、行為地周囲の緑化を行う。

手 法

- もともと植生していたものや、古くから地域に植生している種類など、生態系に合ったものを選定し、植栽する。

3.5 物件の堆積

3.5.1 物件の堆積の届出対象行為

彩都景観形成地区で物件の堆積を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

3.5.2 物件の堆積の景観形成基準

「彩都景観形成地区」での物件の堆積の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.6 物件の堆積の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。	3-26
■高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。	
■行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	

3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説

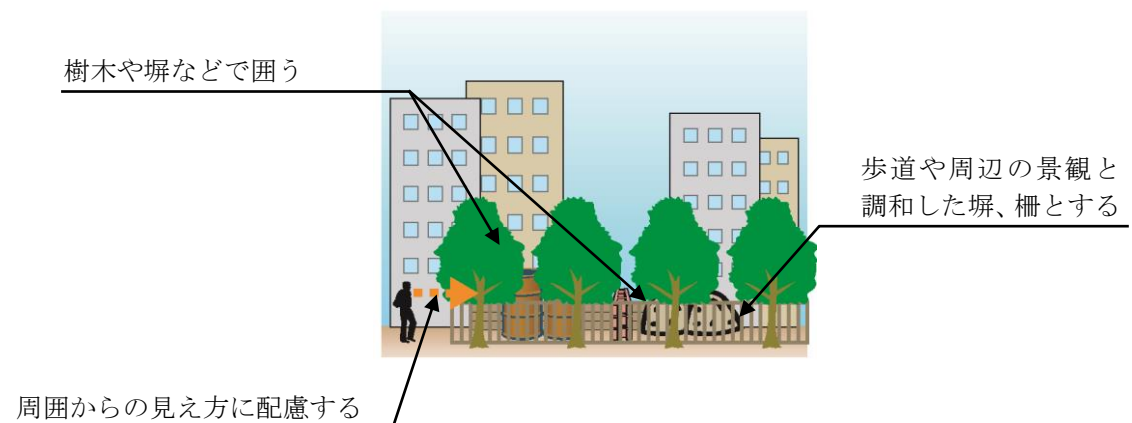
◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、彩都の中心部にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。
- 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。
- 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周囲の景観と調和させる。

手 法



事 例



化粧ブロックと茶系のフェンスで囲うことにより、周辺の景観に配慮しています。

4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)

4.1 茨木市での色彩の考え方

茨木市では、色彩について以下の2種類に分けて景観形成基準を定めています。

表4.1 ベースカラー・アクセントカラーの定義

	定義	図
ベースカラー	- ベースカラーは、壁など大きな面積を占める色のことです。 - ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められており、その範囲内の色を使用することができます。	
アクセントカラー	- アクセントカラーは、建築物等を特色づけたり、全体を引き締めたりすることを目的に使用する色のことです。 - アクセントカラーは、ベースカラーの基準以外で各立面の 1/20 以下で使用可能ですが、使用の可否は景観区域、景観形成地区ごとに異なります。	

4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

表4.2 色彩の定義

	定義	図
色相	R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相の YR、GY、BG、PB、RP を加えた 10 色相に分かれ、各色相について度合いを示す 1 から 10 の数字を組み合わせて表記します。	
明度	色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。	
彩度	- 彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 - 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度 14 程度になります。	

出典：大阪府色彩ガイドラインより

4.3 周辺の景観と調和させるための方法

建物自体に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合のいずれの場合にも『調和』させる方法には、黄色系、赤色系などでそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。

表4.3 ①色相をそろえる組み合わせ(例)

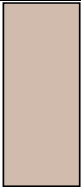
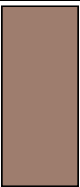
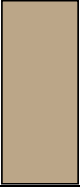
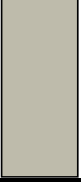
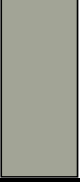
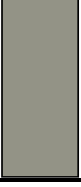
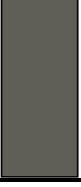
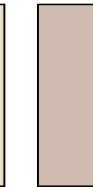
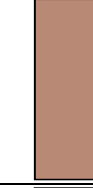
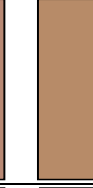
色彩の系統	色見本							
R(赤)系								
Y(黄)系								
G(緑)系								

表4.4 ②色調をそろえる組み合わせ(例)

彩度・明度の系統	色見本						
低彩度・高明度							
中彩度・中明度							
低彩度・低明度							

4.4 彩都景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

表4.5 彩都景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 北摂山系と調和した色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- アクセントカラー（町名色等）は各立面の 1/20 以下とします。

